

「 刑 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

以下の設例における甲及び乙の罪責を論じなさい(特別法違反は除く)。

〔設例〕

甲は失職したため、日頃の生活にも苦しむようになり、2人暮らしだった妻Aにも愛想を尽かされ、Aは実家に戻ってしまい、すでに3ヶ月ほど経過した。そのため、甲はもうAにも見放されては生きる価値がないと思い、自殺を決意し、自宅内に大量のガソリンを撒いた。しかし、甲はAに対する未練も捨てがたかったので、Aに電話をかけ、「お願いだ。1時間以内に帰ってきてくれ。もしお前が帰ってくれなかったら、家に火をつけて、家ごとこの世から消えてやる」と本気で訴えた。

しかし、それから1時間たっても、甲との関係を修復する意思のないAは帰宅しなかったため、甲はいよいよ火を付けて自殺することを決意したが、その前にせめてこの世で最後の食事を堪能しようと思い、施錠せずに回転寿司店まで出かけた。

甲が外出してわずか5分後、甲の出かける様子を見ていた泥棒乙が、甲宅に他にだれもいないことを確認して、家屋内に上がり込んだ。乙は当初ガソリン臭に咳き込んだが、次第にそれに慣れて、次第に気にならなくなった。乙は甲宅内各所を物色したが、見つかった金目の物はテーブルの上に置かれた100円玉1枚だけだった。乙はその100円硬貨を一旦手に取ったが、さっき出て行った住人も元気なかったし、何だか気の毒な家だな、100円くらいじゃ稼ぎにもならんし、やめようと思い、硬貨をテーブル上に戻した。乙は疲れたので、ここで一服しようと思い、椅子に座って持参したタバコにライターで火をつけようとしたところ、その火が甲の撒いたガソリンに引火して一気に燃え上がり、甲宅は全焼した。しかし、幸い乙は、直ちに家屋外に逃げ出したため、やけど1つ負わずに済んだ。

以上

入試日程 B日程 出題科目名 刑法

出題趣旨

本問の出だしは横浜地判昭58・7・20判時1108・138の事案を下敷きにしている。しかし、本問の場合は上記裁判例とは異なり、泥棒乙の不注意なタバコ点火行為が介在して現住建造物等放火罪が既遂に達しているが、甲が回転寿司店に出かけるまでの行為（ガソリン撒布）に本罪の実行の着手が認められれば、あとは行為後の介在事情（泥棒乙のタバコ点火行為）の問題（因果関係の存否）及び因果関係の錯誤の問題を処理した上で、甲は現住建造物等放火既遂罪の罪責を負うが、本問はそれらの点について受験者の未遂犯や因果関係、錯誤論、そして放火罪の基本的知識の理解度を問うている。

乙については、住居侵入罪、そして窃盗未遂罪について中止犯の成否（特に任意性）が問題となる。さらには、重失火罪（刑法117条の2）の成立も認められよう。つまり、甲に関すると同様、放火罪の基本的知識の習得も試されている。